

外国人台帳制度に関する懇談会（第4回）議事概要

- 1 開催日時：平成20年6月30日（月）13：00～15：10
- 2 開催場所：総務省8階共用801会議室
- 3 出席委員：藤原座長、角委員、坂井委員、竹腰委員、中西委員、長岡委員、日高委員、細越委員、山脇委員、吉岡委員
- 4 主な議題：
 - 在留外国人に係る現在の状況、政府の動きについて
 - 外国人台帳制度の趣旨・位置付けについて
 - 記載事項について、対象となる外国人の範囲について など
- 5 議事の概要：
 - ・ 外国人登録者数が過去最高の約215万人（平成19年12月末現在）となり、我が国の総人口に占める割合も逡増傾向にある。地域における多文化共生の推進に向けて、市区町村が外国人住民の正確な情報を把握し、各種行政サービスを提供する基礎として、外国人台帳制度の必要性が高まっているといえるのではないか。
 - ・ 外国人台帳を各種行政サービスに活用することにより、住民基本台帳制度と同様、各種行政サービスの届出との共通化が図られる。この意味で、外国人の住民行政に関する手続きのワンストップ化（届出の簡素化）が可能になるのではないか。
 - ・ 外国人台帳における記載事項については、住民票（住民基本台帳制度）及び外国人登録原票（外国人登録制度）の記載事項と、外国人登録事項の各種行政サービスへの活用状況について市区町村に対しサンプル調査した集計結果との2つの側面から、整理を行った。
 - ・ 世帯情報については、各種法制度が行政サービスを提供していく上で前提としている概念であり、現行の住民基本台帳制度においても、個人を単位として住民票を作成しつつ、世帯ごとに編成することを原則としている。このことを踏まえると、外国人台帳制度においても世帯情報は必要ではないか。

（以上）